

誓約書

年 月 日

常総市長 殿

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑨

私は、令和 年 月 日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17律第123号。）の規定に基づく、補装具費の支給を行う際の代理受領等の履行について、次のとおり誓約します。

- 1 私は、常総市の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者等（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結する場合は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とします。
- 2 私は、補装具の販売又は修理を行うときの代理受領に際し、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付します。
- 3 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に、私の責めに帰すべきものまたは初期不良等と認められる瑕疵があった場合は、無料で取替え、または修理を行います。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に、無料で取替え、または修理を行います。
- 4 私が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、または関係法令等の規定に違反したときは、常総市からの請求に基づき、当該支給額の全部又は一部の返還に応じます。